

子ども・子育て支援新制度に係る条例（案）に対するパブリックコメントの実施結果について

No	ご意見	回答
1	土岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）の新制度における確認制度についての表中に、「特例給付による利用形態あり」という記述があるが、特例給付についての詳細はどのようになっているか。	特例給付とは、本来であれば1号認定を受けた子どもは幼稚園か認定こども園にしか通うことができませんが、定員超過等により幼稚園に入れなかったり、何らかの事情で保育園に通う必要が生じたりするなど市町村が必要であると判断した場合に、保育園や地域型保育事業所に通うことができるようにするものです。同様に、2号認定を受けた子どもは本来保育園に通うこととなりますが、必要に応じて特例給付で幼稚園に通えるようにするものです。あくまで特例であり、「特例給付による利用形態あり」と記述しているからといって、希望どおりに対象となるとは限りません。 土岐市における特例給付の運用方法については、今後の子ども・子育て会議等において検討していくこととしております。
2	既存の認可外保育所は、幅広い保育サービスの提供の役割を果たしてきており、新制度が施行されても今後の存続には柔軟な対応をお願いしたい。新制度施行に伴い、廃園に追い込まれるような事態だけはさけていただきたい。	既存の認可外保育所は認可保育所でカバーできない保育ニーズを担っていただいているものと認識しております。 新制度が施行されても、現行どおり認可外保育施設として継続することは可能で、新制度への移行が強制されるものではありません。現在土岐市では認可外保育所に補助金を交付しておりますが、新制度施行後も補助制度については継続することを予定しております。
3	放課後児童健全育成事業について、学校行事に依存しないカレンダーに従った運営をお願いしたい。参観日や運動会などの学校行事の振り替え休日にも実施していただきたい。	現在土岐市で実施している放課後教室と今回の条例（案）の対象となる放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は異なるものであり、今後民間事業者等が新たに放課後児童健全育成事業を実施する際の基準として条例を定めるものです。 土岐市の放課後教室は、子どもの自主性や社会性、協調性を育む健全育成を目的としており、児童福祉法に規定される放課後児童健全育成事業とは趣旨が異なります。学校との連携等を踏まえ、現在の実施日としておりますのでご理解をお願いします。
4	働く親にとって放課後教室など18時に終了するのは厳しい。終了してから預けるところがないというのは困るため、放課後教室などもう少し働く親の意見を聞いていただきたい。	今回の条例（案）は放課後教室や附属幼稚園の預かり保育時間を定めるものではないため、直接関係するご意見ではありませんが、ご意見については、子育て支援の充実を図るための参考とさせていただきます。
5	保育園から幼稚園や放課後教室へと年齢が上がっていくのに対して、預かりの時間は短くなってしまふ。勤務により18時に迎えに行くことができないこともあるため、放課後教室・附属幼稚園も保育園と同じ時間にしていきたい。	放課後教室についてはNo.3の回答のとおり保育を目的としたものではないことから現状の開所時間としております。 幼稚園の預かり保育については、小学校就学前の子どもに対し、各家庭の状況に応じた幅広い子育て支援を展開していくため、預かり時間の延長について検討していくこととしております。

子ども・子育て支援新制度に係る条例（案）に対するパブリックコメントの実施結果について

No	ご意見	回答
6	<p>県からの指示等も大切かと思うが、子育てをしているのは親である。アンケートは親の意見全てではないため、意見を聞くのであればきちんと聞いていただきたい。</p>	<p>アンケートについては抽出して実施しておりますが、ご意見については直接市役所の担当宛にメールや郵送で提出したり、市のホームページから提出したりすることは可能です。また、今後子ども・子育て支援新制度について周知を行う中で、ご意見を募集する機会を設けたいと考えております。</p>
7	<p>現在2歳児を認可外保育所に預けているが、来年度以降の子（3歳未満児）も同じところに通わせようと考えている。新制度に移行した場合、このまま2人とも通わせることは可能なのか。不可能の場合、上の子を幼稚園に通わせようと思うが、延長保育は19時頃まで実施していただけるか。</p>	<p>No.2にありますように、認可外保育所がそのまま継続されるということであれば、事業者の判断にもよりますが、兄弟で通わせることは可能と思われます。認可外保育所が新制度に移行し、例えば小規模保育事業所となった場合は、原則として3歳未満の子どもが対象となるため、3歳以上児と未満児の兄弟を一緒に通わせることはできません。後段について、今後幼稚園の預かり時間の延長を検討することとしておりますが、幼稚園の預かり保育は年長児のみを対象としているため、年少・年中児の延長保育を希望される場合は、認可保育所等を利用していただくこととなります。</p>
8	<p>土岐市の条例は、ほぼ国の基準に準じたものになっているが、国の新制度は待機児童の多い都市を中心に考慮したものと思われる。名古屋へ通勤する親が多いといった土岐市の実情や市の魅力ともいえる恵まれた自然環境などを考えて、保育時間の延長や今回の制度に当てはまらない地域に密接した小規模無認可園なども利用できるように対応していただきたい。制度だけが先走りするのではなく、実際の保育内容や実態などをよく見ていただき、多様な保育への寛容な対応をお願いしたい。</p>	<p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）で小規模保育事業についての施設基準等を定めておりますが、例えば、土岐市の独自基準として広々とした保育室で保育できるよう国の基準よりも広い面積基準を条例で設定することは可能です。しかし、基準を厳しくすると、現在認可外保育所等で事業を実施している事業者の方が新制度に移行する際に基準に適合することが難しくなることが考えられます。また、土岐市は待機児童の多い都市部のように基準を緩くするほどの状況ではないと考えられることから、施設基準等については国の基準が適当であると判断しました。</p> <p>なお、保育時間については今回の条例（案）で定めるものではなく、公立の施設については市が、私立の施設については事業者が定めるものです。公立の施設の保育時間については、現在の延長保育の利用状況や利用者のニーズ等を踏まえて検討していくこととしております。いただいたご意見については、検討していく中での参考とさせていただきます。</p>